

議題2

平成29年度の重点事項について

(3) 基準緩和型の通所サービスについて



加賀市健康福祉部長寿課

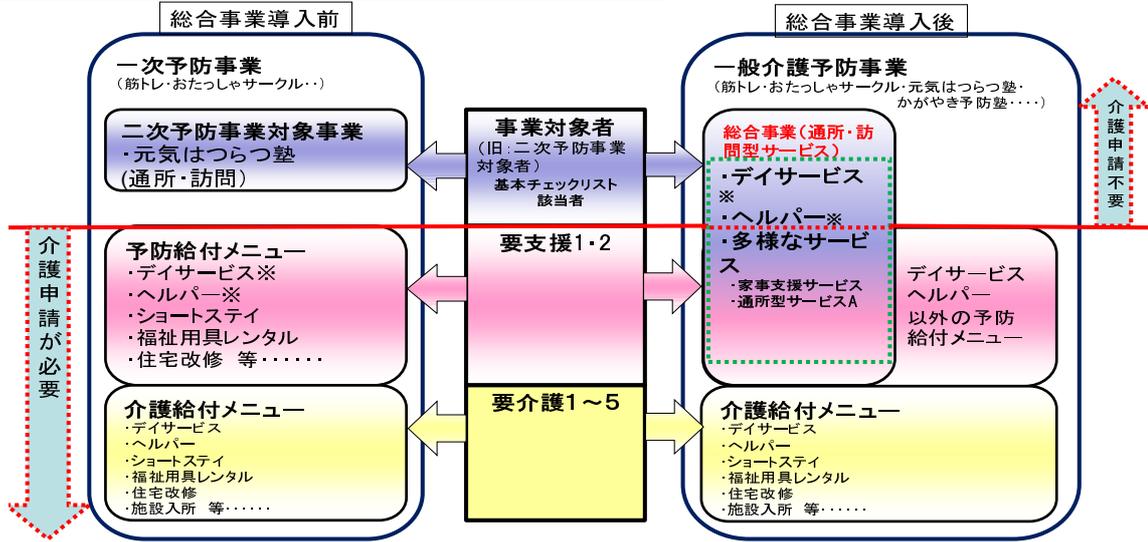
平成29年2月23日

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

趣旨

- 介護や生活支援を必要とする高齢者や一人暮らし、高齢者のみの世帯が増える中、買い物や掃除の生活支援や生きがいをもって参加できる活動の充実が必要。
- これまでの、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、自立支援と介護予防の推進のもと、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

総合事業におけるサービス移行及び利用のイメージ



総合事業導入により、従来の要介護認定を受けずに、基本チェックリストに回答することで、サービスを利用することができます。（ただし、40～64歳の第2号被保険者は、要介護認定申請が必要）

※デイサービス・ヘルパーの説明

| 総合事業導入前 | 総合事業導入後 |
|----------|----------------|
| 介護予防通所介護 | 介護予防通所介護相当サービス |
| 介護予防訪問介護 | 介護予防訪問介護相当サービス |

訪問型・通所型サービス

- 全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準（指定基準、報酬・加算等）による介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービス（平成28年3月1日実施）を実施。
- 現行の利用者は、継続して当該サービスを利用可能とした。

多様なサービス

- 平成28年4月以降、順次実施予定。
- 全国一律のサービスだけでなく、地域特性や既存の組織やサービスを活かし、住民主体の考えのもと実施する多様な担い手による多様な支援や拠点を充実していく。
 - ・家事支援サービス（訪問型サービスB）平成28年4月開始
- ニーズに基づきメニューを加算方式として選択できる基準緩和したサービス等も実施していく。
 - ・基準緩和による通所型サービス（通所型サービスA）

介護予防ケアマネジメント

- 介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、2パターン（原則的・初回のみ）に分けて行う。
- 地域包括支援センターによる「介護予防マネジメント」に基づき、訪問型サービス・通所型サービスの利用についても、これまでと同等にケアプランを作成しサービス提供につなげる。新規利用者に関しては目標設定会議を開催し、自立支援と本人本位のマネジメントの強化及び推進を図る。
- 地域包括支援センターから一部、居宅介護支援事業所へ委託。
- 多様なサービスにおいても、同様とする。

その他

- 更新における要支援認定の有効期間の上限が24ヶ月（これまで12ヶ月）に延長が可能
- 高額介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施
- 給付制限に相当する事業を実施
- 生活保護の介護扶助については、生活保護法の改正が行われ、引き続き、総合事業の利用者負担に対しても支給。

新しい通所型サービスの検討 28年度の動き

| 月 | 実施内容 | 結果及び課題 |
|------|----------------------------|---|
| 4月～ | サービスの内容について検討を開始 | サービス(メニュー内容)の想定はできていても実態が不明確 →実態に即したメニューにするため実際の通所サービスでの支援内容を明らかにすることが必要 |
| 7月～ | 支援内容を確認するため、ケアプラン(要支援1)を確認 | 51.1%の利用者の主な支援内容は入浴。他には、気分転換・運動・趣味活動・体調管理・他者との交流・楽しみ場の場等があがっている。 |
| 8月～ | ケアプランの結果をふまえてサービスを検討 | 総合事業の趣旨にある、自立支援に資する通所型サービスの実態がケアプランだけでは分かりづらい。 |
| 11月～ | 通所型サービスの現状を把握するため、ヒアリングを実施 | ヒアリングでは、サービス実施事業所だからこそその人員についての声や、現状、基準緩和の具体的提案もあったため、それらをふまえて、アンケートを作成。 |
| 12月～ | 全通所型サービス事業所にアンケートを実施 | 詳細は別紙 |

調査概要

調査実施事業所: 市内23通所介護サービス事業所

調査期間: 平成28年12月27日～平成29年1月18日

調査項目:

1) 利用者の状況について

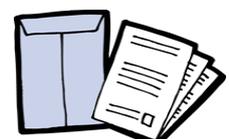
- ・利用者数
- ・利用期間
- ・入浴サービスを提供していない数

2) 事業所のサービス内容について

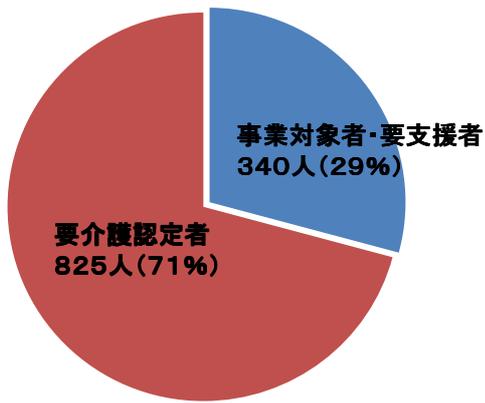
- ・サービス利用に至った理由
- ・生活実態の把握方法
- ・自立支援に取り組んだ内容や自立支援できていない要因
- ・自立支援に向けての働きかけ

3) 新しい通所型サービスのあり方について

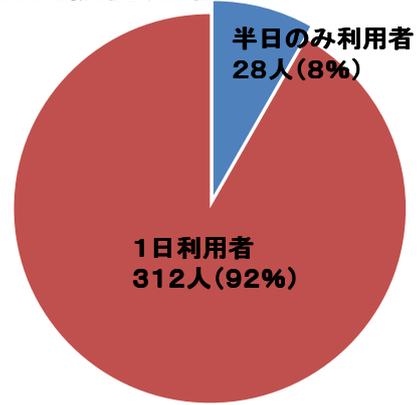
- ・入浴の場の提供の必要性
- ・基準緩和のあり方や具体的な提案



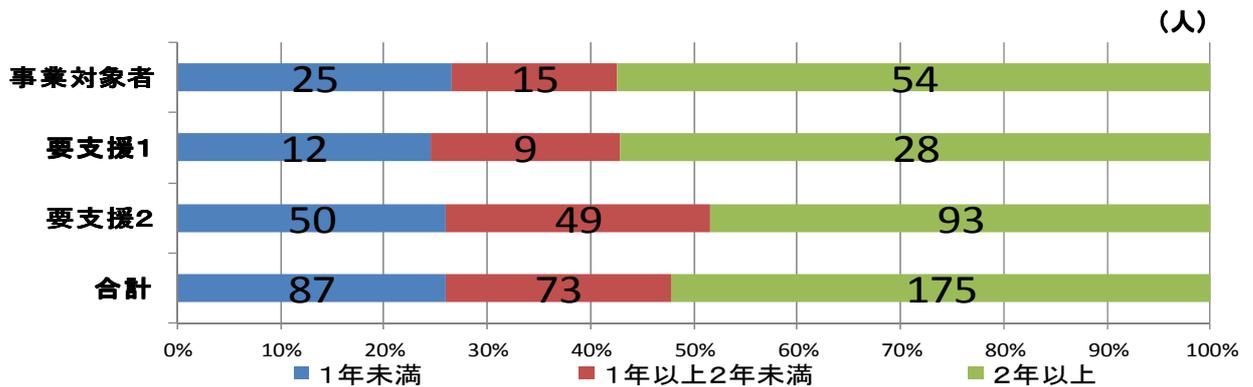
登録割合



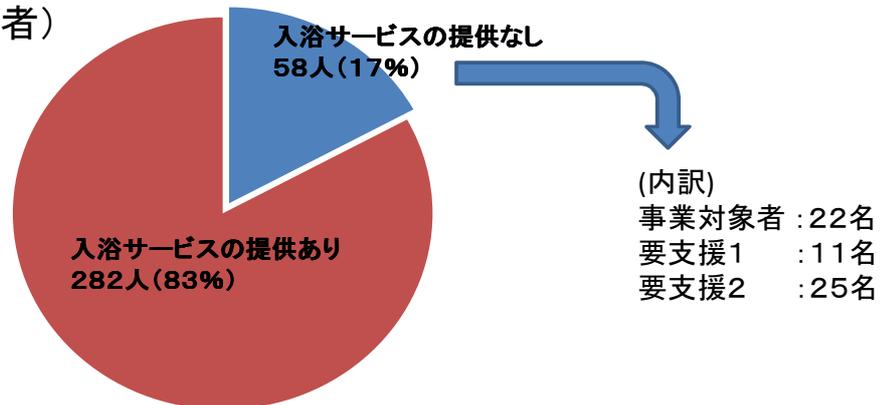
半日のみ利用者数の割合 (事業対象者・要支援認定者)



利用開始からの利用期間



入浴サービスを提供していない利用者数 (事業対象者・要支援認定者)

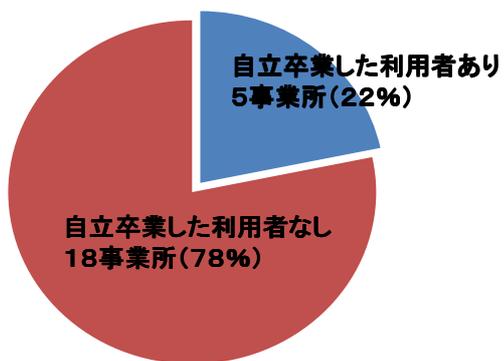


利用者がサービス利用に至った理由(上位5位まで)

| | |
|---------|------------|
| 入浴の提供 | 22事業所(96%) |
| 運動の機会 | 14事業所(61%) |
| 他者との交流 | 12事業所(52%) |
| 閉じこもり防止 | 9事業所(39%) |
| 生活機能の改善 | 7事業所(30%) |

(事業所ごとに3項目までを複数回答)

自立(卒業)した利用者がある事業所



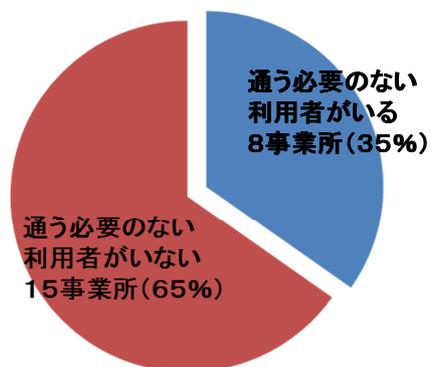
⇒ 5事業所の中で、11人の利用者が自立(卒業)された。そのうち、63.6%(7名)の方が6ヶ月未満での自立(卒業)だった。

利用者が自立(卒業)できない要因(上位5位まで)

| | |
|---------|------------|
| 身体状況 | 17事業所(74%) |
| 生活環境 | 17事業所(74%) |
| 家族関係 | 12事業所(52%) |
| 通所習慣の定着 | 11事業所(48%) |
| 地域状況 | 9事業所(39%) |

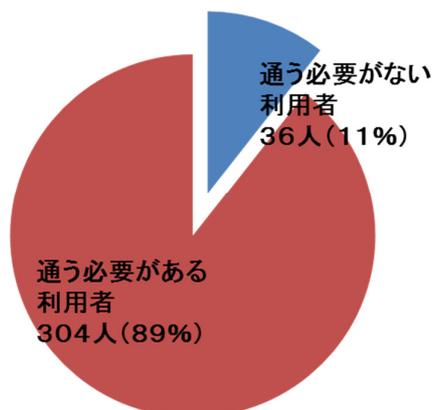
(事業所ごとに3項目までを複数回答)

通う必要のない利用者があるか(事業対象者・要支援認定者)



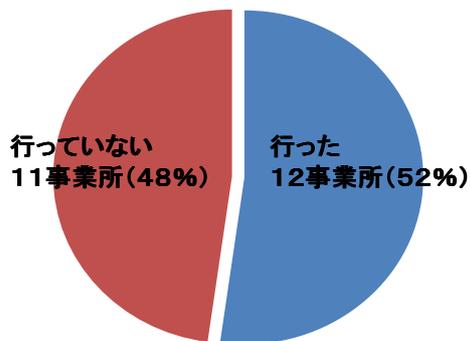
⇒ 8事業所(35%)において身体機能や生活機能等の状態から判断して、通う必要のない利用者がある。

通う必要のない利用者数(事業対象者・要支援認定者)



⇒ 通う必要のない利用者の割合は全体の11%である。

自立(卒業)できるような働きかけを事業所で行ったことがあるか



=行っていない理由=

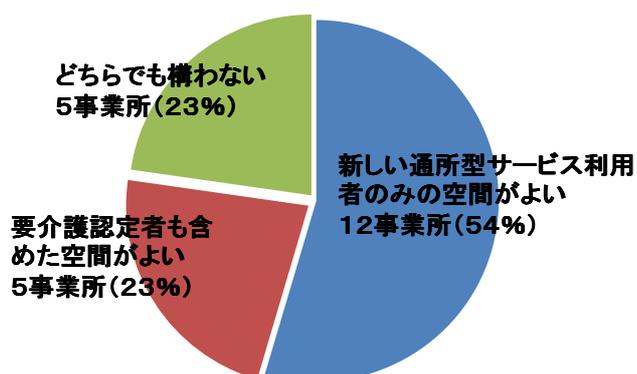
- ・身体的、機能的に無理な方が多いため
- ・利用していくうちに、他者との関係が出来てしまったり、デイでの活動に満足しデイサービスに依存的になってしまうため
- ・本人が自立(卒業)を望んでいないため
- ・デイサービスの利用を強く望んでいるため

=行った具体的内容=

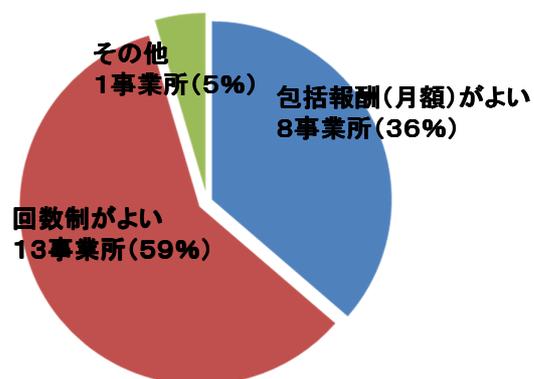
- ・目標を意識しながら、サービスを提供し、目標達成した際は、その後在宅での自立した生活をイメージできるように声かけ
- ・可能性のある利用者には、身体機能の改善や環境改善を図れるように支援

新しい通所型サービスのあり方について

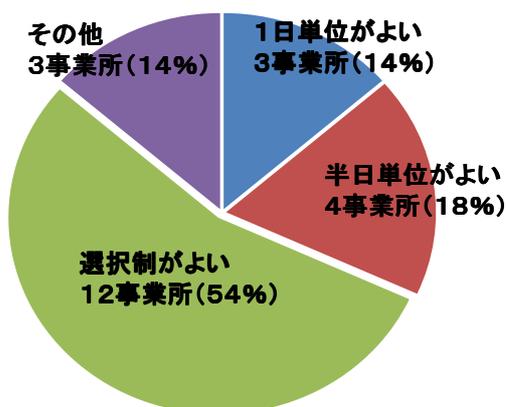
事業空間



利用料金



提供時間



基準緩和

| | |
|-----------|-------------|
| 書類作成の基準緩和 | 16事業所 (80%) |
| 人員の基準緩和 | 15事業所 (75%) |
| 面積の基準緩和 | 1事業所 (5%) |
| その他 | 1事業所 (5%) |

(複数回答)

※未回答の事業所あり

基準緩和型の通所サービス開始までの流れ

(1) 基準緩和型通所サービスの要綱策定及び単価設定
アンケート結果や他市の状況を参考に定める



(2) 法人説明会、事業所指定案内



(3) 事業所指定受付開始、事業所説明会



(4) 基準緩和型通所サービス開始・・・平成29年夏季を目途に